

令和 6 年 9 月

決算特別委員会 総務分科会資料

(報告第 18 号)

- 1 令和 5 年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件【財政課】・・・ P. 2～3

財 務 部

1. 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率

市の財政状況を判断するため、以下の4つの健全化判断比率を求めることとなり、その比率によって「早期健全化基準」(黄信号)と「財政再生基準」(赤信号)が定められています。福島市の比率は、いずれも基準以下でした。
()は令和4年度

区 分	実質赤字比率 ・・・(1)	連結実質赤字 比率 ・・・ (2)	実質公債費 比率 ・・・ (3)	将来負担比率 ・・・(4)
福島市	－	－	3.5 (2.3)	－ (2.7)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

上記、福島市の算定内容については、次ページをご覧ください。

(1) 実質赤字比率

○一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、財政運営の深刻度を示す指標です。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 ※1}}{\text{標準財政規模 ※2}}$$

- ※1 一般会計等のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
実質赤字の額とは、繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額
- ※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

(2) 連結実質赤字比率

○すべての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の運営の深刻度を示す指標です。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ※3}}{\text{標準財政規模}}$$

- ※3 (一般会計と公営企業以外の特別会計の実質赤字合計+公営企業の資金不足額)が(一般会計と公営企業以外の特別会計の実質黒字額合計+公営企業の剰余額)を超える場合のその額

(3) 実質公債費比率

○一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※4)に対する比率で、資金繰りの危険度を示す指標です。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\{\text{地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く)} + \text{準元利償還金(※5)}\} - [\text{元利償還金に充当する特定財源の額} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額}]}{\text{標準財政規模} - [\text{元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額}]}$$

- ※4 標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額
- ※5 準元利償還金とは、例えば一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金等のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるものなど全部で6項目です。具体的には、次ページの実質公債費比率の分子欄の(2)～(7)が該当します。

(4) 将来負担比率

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - [\text{充可能基金額} + \text{特定歳入見込額} + \text{地方債現在高に係る標準財政需要額算入見込額}]}{\text{標準財政規模} - [\text{元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額}]}$$

(5) 資金不足比率

○公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、経営状況の深刻度を示す指標です。福島市では、水道、下水道、公設地方卸売市場、土地区画整理、農業集落排水、工業団地整備の各事業会計において、いずれも資金不足額はなく、資金不足比率は－(横線のバー)でした。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 ※6}}{\text{事業の規模}}$$

- ※6 ・法適用企業：(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：実質赤字額+支払繰延・事業繰越+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－解消可能資金不足額

◆経営健全化基準(早期健全化基準)：20%

令和5年度 健全化判断比率の状況			比率 の 状況	実質赤字比率 (%)		実質公債費比率																
				連結実質赤字比率 (%)	—	区 分					金 額 (単位：千円、%)	左 の 内 訳										
				実質公債費比率 (%)	3.5	分	子	元利償還金の額（繰上償還額等を除く）(1)					9,788,867	(4)の内訳		金 額 (単位：千円)						
				将来負担比率 (%)	—			満期一括地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）(3)					—									
実質赤字比率						分	子	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金(4)					2,419,974	・下水道事業		2,288,786						
区 分		金 額 (単位：千円、%)		一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金(5)					10,181	・水道事業		31,208										
				債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(6)					12,579	・農業集落排水事業		73,911										
繰上充用額 (A)		—		一時借入金の利子(7)					—	・その他の事業		26,069										
				特定財源の額(8)					2,516,455													
支払繰延額 (B)		—		事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(9)					2,062,819	(6)の内訳		金 額 (単位：千円)										
				災害復旧費等に係る基準財政需要額(10)					4,494,829													
事業繰越額 (C)		—		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(11)					606,531	・学校給食センター		5,324										
										・利子補給		7,255										
標準財政規模 (D)		61,540,207		小 計 ((1) ～ (7)) - ((8) ～ (11)) (A)					2,550,967	・その他		-										
実質赤字比率 ((A)+(B)+(C))/ (D)		—		分母	標準税収入額等(12)					47,763,414	実質公債費比率（令和3年度） (%)		2.26124									
					普通交付税額(13)					12,267,976	実質公債費比率（令和4年度） (%)		3.56011									
連結実質赤字比率				資金不足比率		分母	(9) ～ (11) の額(14)					1,508,817										
区 分		金 額 (単位：千円、%)		(単位：%)			小 計 ((12) ～ (14)) - (15) (B)					54,376,028	実質公債費比率（令和3年度） (%)		2.26124							
実質収支	一般会計等	一般会計(1)		3,103,140				将来負担比率														
		庁舎整備基金運用特別会計(2)		0				区 分					金 額 (単位：千円、%)	左 の 内 訳								
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計(3)		14,411																		
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	水道事業(4)		5,156,484				分	子	将来負担額	R5年度末一般会計等の地方債現在高(1)					98,951,486	(3)の内訳		金 額 (単位：千円)			
		下水道事業(5)		3,216,611							債務負担行為に基づく支出予定額(2)					15,670						
		農業集落排水事業(6)		83,338							一般会計等以外の会計の地方債（公営企業債等）の元金償還に 対する一般会計等負担見込額(3)					26,617,266	・下水道事業		25,729,647			
											組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額(4)					—	・水道事業		230,951			
実質収支	法非適用事業	市場事業(7)		41,256							子	将来負担額	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額(5)					15,212,886	・農業集落排水事業		552,366	
													設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額(6)					930,400	・その他の事業		104,302	
													連結実質赤字額(7)					—				
													組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の 負担見込額(8)					—	(6)の内訳		金 額 (単位：千円)	
実質収支	その他の特別会計	国民健康保険事業(10)		1,327,612								分	母	R5年度末の充当可能基金現在高(9)					30,556,129	・土地開発公社		930,400
		介護保険事業(11)		254,744										充当可能な特定の歳入見込額(10)					28,525,256			
		後期高齢者医療事業(12)		14,091										地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(11)					85,502,545			
														小 計 (将来負担額((1)～(8)) - 充当可能財源等((9)～(11))) (A)					▲ 2,856,222	(9)の内訳		金 額 (単位：千円)
連結実質赤字額 ((1) ～ (12)) (A)		—		※連結実質赤字額がない(黒字の場合)は、「－」と表記				標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）(12) <td>61,540,207</td> <td colspan="2">(9)の内訳</td> <td>金 額 (単位：千円)</td>					61,540,207	(9)の内訳		金 額 (単位：千円)						
標準財政規模 (B)		61,540,207		注2（臨時財政対策債発行可能額を含む）				事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(13) <td>2,062,819</td> <td colspan="2">・庁舎整備基金</td> <td>2,263,825</td>					2,062,819	・庁舎整備基金		2,263,825						
連結実質赤字比率 (A)／(B)×100		—		注1				災害復旧費等に係る基準財政需要額(14) <td>4,494,829</td> <td colspan="2">・減債基金</td> <td>7,108,279</td>					4,494,829	・減債基金		7,108,279						
								密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(15) <td>606,531</td> <td colspan="2">・財政調整基金</td> <td>7,225,991</td>					606,531	・財政調整基金		7,225,991						
								<td></td> <td colspan="2">・その他の基金</td> <td>13,958,034</td>						・その他の基金		13,958,034						
								<td></td> <td colspan="2">(10)の内訳</td> <td>金 額 (単位：千円)</td>						(10)の内訳		金 額 (単位：千円)						
								小 計 (標準財政規模(12) - 算入公債費等(13)～(15)) (B) <td>54,376,028</td> <td colspan="2">・公営住宅使用料</td> <td>2,204,785</td>					54,376,028	・公営住宅使用料		2,204,785						
		<th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">将来負担比率 (A) ／ (B) × 100</th>						将来負担比率 (A) ／ (B) × 100					—	・都市計画税		26,189,357						
		<th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="5"></th> <td></td> <td colspan="2">・その他</td> <td>131,114</td>												・その他		131,114						